国民年金の第三号特例届出に関する質問主意書

提出者 桝屋

敬 悟

国民年金の第三号特例届出に関する質問主意書

昭 和 六十一 年四 月、 国 民 年 金が全国 共 通 \mathcal{O} 基 一礎年 金制 度に変わ ってから十年が経過 してい るが、 間 題 は 種

別変更の未届者がいまだに多数存在している点である。

被保険者は、 就職、 転 職、 退 職、 結婚などによる種別の変更届が必要となるが、この変更届のない ·期間 は

保険料未納期間として扱われ、 将来の年金受給権及び受給額に影響を与える恐れがある。 特に未届 者 いが多い

第三号被保険者については、 未届期間が救済される特例届出を設けてい る。 平成七年四 月から同 九年三月末

までに第三号届出をすれば、 昭和六十一 年四 1月以降 \mathcal{O} 未届期間 がすべて保険料納 付期 間 とされるものであ

る。 特 例 \mathcal{O} 期 限 切 ħ を目前に してまだ相当の 未届数が予測されるが、 この第三号特例届出に 関する今後の対

策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

平成七 年度末現在で第三号加入者数は男性約四万人、 女性約千二百十六万人との報道もあるが、第三号

加入者の実態はどうなっているか。

二 改正時から現在までに第三号特例届出の処理件数は何件か。

また、約二十二万五千人がまだ手続きを取っていない可能性があるとも言われているようだが、 未処理

件数はあと何件あると推計しているのか。

三 特例期間が、この三月末で終了することになっているが、 未届者が解明されない理由

兀 政府としては、第三号特例届出に関して今までどのような対策を講じてきたのか。 また、今後の対策は

「 は 何

か。

如何。

五. 特例届出どころか実際は、 種別変更の届出それ自体の存在さえ知らない人が多いのではないか。 である

なら、啓発活動にも工夫が必要である。

先頃、 NHKでこの問題 の特集を放映したところ、 N H K , 社会保険庁等に大変な反響があったと聞

ているが、 テレビ・ラジオなどのマスメディアによる呼びかけをしてみてはどうか。

六 この 間 題 の根本的な解決策は、 本年一月からスタートした基礎年金番号制が定着するまでの間、 第三号

特例届出期限を延長することではないか。

右質問する。